

警察犬運用要綱の制定について（依命通達）

（昭48.5.10 乙刑発第3号 次長から局課長、参事官、
警大長、研究所長、皇宮本部長、管区長、総監、本部長
あて）

警察における警察犬制度を確立し、犯罪捜査において警察犬の効果的な運用を図るため、このたび、別添のとおり「警察犬運用要綱」を制定したから、皇宮警察および各都道府県（方面）警察にあつては、警察犬の運用について遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

別 添

警察犬運用要綱

第1 目 的

この要綱は、犯罪捜査等において警察犬の効果的な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 直轄警察犬および必要な施設等の整備

皇宮警察本部長、警視総監、道府県警察本部長および方面本部長（以下「警察本部長等」という。）は、警察において直接管理運用する警察犬（以下「直轄警察犬」という。）および犬舎その他必要な施設等の整備に努めるものとする。

第3 警察犬の嘱託

- 1 警察本部長等は、警察部外者が飼育している警察犬について、必要な審査を行ない、犯罪捜査等のための出動をあらかじめ嘱託することができる。
- 2 警察本部長等は、警察犬の嘱託にあつては、その所有者等との間に、出動時の連絡に関する事その他必要と認める事項をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 警察本部長等は、前2項の規定により出動を嘱託した警察犬（以下「嘱託警察犬」という。）の所有者等と緊密な連携を保持して、嘱託警察犬の積極的な運用に努めるものとする。

第4 運用責任者

- 1 警察本部長等は、所属の職員の中から警察犬の運用責任者を指定するものとする。
- 2 運用責任者は、直轄警察犬および嘱託警察犬の運用についてその責めに任ずる。

第5 訓 練

運用責任者は、直轄警察犬について、服従訓練、嗅覚訓練および警戒訓練を反復実施するものとする。

第6 出 動

- 1 警察署長等は、犯罪捜査等のため必要と認めたときは、運用責任者に対し警察犬の出動を要請するものとする。
- 2 運用責任者は、前項の出動要請があつた場合において必要があると認めるときは、直ちに、直轄警察犬を出動させ、または嘱託警察犬を出動させるための措置をとるものとする。

第7 簿冊の備付け

運用責任者は、犬籍カードその他必要な簿冊を備え付け、直轄警察犬および嘱託警察犬の管理運用の状況を明らかにしておくものとする。

第8 報 告

警察本部長等は、警察犬の運用に関し顕著な功績または特異もしくは重大な事故があつたときは、すみやかに警察庁長官および管区警察局長に報告しなければならない。